

**7 情報の蓄積・管理・共有化**

**8 研修会等**

## 7 情報の蓄積・管理・共有化

環境配慮報告書、環境配慮チェックリスト等は、今後の類似事業に直接参考となる留意点等が記録されており、また各事業を実施するなかで得られた希少野生動植物をはじめとする県内の環境情報は、本県において公共事業における環境配慮を充実させていくうえで、重要な財産である。これらのデータの蓄積と適切な管理及び共有化に向けた体制の整備が必要である。

## 8 研修会等

環境配慮に関する知識と技術の習得を進めるために、環境配慮報告書作成対象事業等の事例を用い、環境配慮アドバイザー等をまじえた講習会、現場研修等を、適宜、開催する。

## 9 環境配慮指針の運用について

## 9 環境配慮指針の運用について

本指針では、公共事業の実施に際しての環境配慮の重要事項や環境配慮の仕組みを示し、具体的な運用に際して必要となる環境配慮報告書、環境配慮チェックリストの様式（案）等を提示した。

6.3.1 に示した本指針活用のフローチャートにより、本指針を運用するにあたっては、部内会議のあり方、運用規定、書式等をさらに詳細に検討し、別途、行政の運用規定として定める。また、環境配慮アドバイザー制度についても実施体制等をさらに検討し、これについても別途、行政の運用規定として速やかに定めるものとする。

なお、国、地方ともに財政運営は非常に厳しい状況にある。徳島県では徹底した行財政改革に取り組んでいるところであり、こうした面からの制約を受けざるを得ないものもあるが、公共事業において、環境に十分配慮し、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことは環境の世紀といわれる 21 世紀の最大の課題であり、一層の環境配慮の推進を行う必要がある。

徳島県は ISO14001 環境マネジメントシステムを導入し、PDCA サイクル（PLAN, DO, CHECK, ACTION）により、環境負荷低減のための継続的な改善に取り組んでいる。

本指針についても、本指針に基づく運用を行った結果、さらに改善の必要があれば、ここで示した内容を固定的に考えることなく、環境配慮をさらに進めていくため、継続的に、改善等を行う。

なお、本編とは別に、ガイドブックを作成しており、具体的に環境配慮を行う際の参考資料として活用する。

# 用語解説

## 用語解説

### あ行

#### アドプトプログラム

県が管理する道路、河川、公園、港湾等の公共敷地の一部を、民間団体や企業に「養子」として、清掃美化などの管理をしてもらう手法のこと。

県土整備部では、平成13年度から「土木施設アドプト支援事業」を創設し、参加団体等への支援を行っている。

#### エコトーン (Ecotone)

水域から陸域、草地から樹林地というように、2つの異なった環境が接し、移りゆく場所に形成される、どちらとも異なった特徴を持つ部分のこと。日本語では「推移帯」や「移行帯」などと訳される。

#### NGO・NPO

非政府組織 (Non-Governmental-Organization) 及び非営利団体 (Non-Profit-Organization) のこと。市民の立場から公益的活動等に取り組む組織のこと。

### か行

#### 外来種

国外又は国内の他地域から野生生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に移入された種。

#### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において、地球温暖化防止を目的に採択された取り決め。日本については、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を2008-2012年に1990年に比べて6%削減することが決められた。

#### 景観

人間を取り囲む地形・地質や植生、動物、建築物、土地利用等環境の総体の、主に視覚を通じた認識。見られる対象(○○山、△△沼、××通りの町並み等)のうち、不特定多数の人から見られる対象となるもの、すなわち「景観」(視覚的印象)の図を形成するものを「景観資源」と呼び、そのうち、地形、植物、河川等の自然的な構成要素であるものを「自然的景観資源」、町並みや建築物等の人工的なもののうち、歴史的に価値あるものを「歴史的景観資源」と呼ぶが、田園景観のようにこれらが一体となったものもある。

### さ行

#### 自然環境保全基礎調査

自然環境保全法第5条に基づき、国土の自然環境を総合的に把握し、自然環境保全施策を講ずるための基礎資料を得るための調査。昭和48年度に第1回調査(自然度調査、すぐれた自然調査)、昭和53～54年度に第2回調査(特定植物群落調査、動物分布調査等)、昭和58～62年度に第3回調査(自然景観資源調査等)、昭和63年度～平成4年度に第4回調査(巨樹、巨木林調査等)、平成5年度～平成10年度に第5回調査(湿地調査等)が実施され、平成11年度から第6回調査(1/2.5万植生図作成等)が実施されている。

#### 植生

ある場所に生育している植物の集団。

## 植物相

ある場所に生育している全ての植物種。

## 生物多様性

「生物多様性条約」において、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されている。ひとつの種であっても、生息・生育する地域によって、また個体間で形態や遺伝的形質に違いがある（種内の多様性）。そして大型の哺乳類から微生物まで様々な環境に適応して多様な生物種が生息・生育しており（種間の多様性）、多様な種と大気・水・土壌等とが相互に関係しながら一体となって、森林、湖沼、干潟など様々な生態系を形成する（生態系の多様性）。こうした遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいる。

## 生物多様性国家戦略

「生物多様性条約」第6条により、各国政府は生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することが求められている。日本では、平成7年10月に生物多様性国家戦略を、平成14年3月には新・生物多様性国家戦略を策定している。新・生物多様性国家戦略では、①種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応としての「保全の強化」、②保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復していく「自然再生」の提案、③里地里山など多義的な空間における「持続可能な利用」、すなわち地域の生物多様性保全を進めるために、生活・生産上の必要性等と調整する社会的な仕組みや手法についてのアプローチをより積極的に進めること、の3つを大きな柱としている。

## 生物多様性条約

地球上のあらゆる生物の多様さをそれらの生息環境とともに、最大限に保全し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的とした条約。平成14年2月現在の締約国数は、日本を含め182か国。

## た行

### とくしまビオトープ・プラン

本県において、ビオトープの保全・復元・創出やミティゲーションを検討する際の基本的な資料。各種個別事業への、ビオトープネットワークという広域的な視点の反映を目的とした、「広域ビオトープネットワーク方針図」等が提供されている。

## は行

### ビオトープ (Biotop)

森、草地、池、川、干潟といったさまざまな野生生物（生物群集）の生息・生育空間。

### ビオトープネットワーク

同じタイプや異なるタイプのビオトープのつながり、野生生物の移動・遺伝子交換を可能とするシステムのこと。一般に野生生物は、単一のビオトープの中で一生を完結しているわけではなく、一日、一年、一生の生活史を通じて、複数の異なるビオトープを必要とする。様々な野生生物を長期にわたり守っていくためには、同じタイプや異なるタイプのビオトープがつながっていることが重要である。

### 光害（ひかりがい）

照明器具から漏れた光により、周辺環境に好ましくない影響を与える害のこと。野生生物や農作物への影響や、天体観測等の人間活動への影響等があげられる。

## ら行

### ライフサイクルアセスメント (Life-Cycle-Assessment)

ある製品の原材料の採取段階から製造、使用及び廃棄・リサイクルに至るすべての過程、すなわち製品の全生涯にわたる環境影響を算出し、環境負荷の少ない製品開発や消費者の製品選択に役立てるための評価手法のこと。Life-Cycle-Assessment の頭文字をとり、LCA とも呼ばれる。

### レッドデータブック (Red Data Book)

絶滅のおそれのある種のリスト（レッドリスト）とその生態等をまとめた出版物。我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以降 順次発行・改訂している。本県では、平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発行している。

# 環境配慮報告書等の様式（案）

様式第1～4号（「6 本指針の活用の仕組み等」の関係）

様式第1号  
環境配慮報告書(案)

平成 年度環境配慮報告書			
事業の種類			事業名
事業主管課	所属名	担当者名	
事業着手年度	事業完成予定年度		
事業の段階	<input type="checkbox"/> 計画段階	<input type="checkbox"/> 設計段階	<input type="checkbox"/> 施工段階 <input type="checkbox"/> 維持管理段階
実施場所			
全体事業費	前年度まで	今年度	翌年度以降
千円	千円	千円	千円
事業目的			
事業実施内容			
<b>配慮すべき環境要素</b> 例：生物多様性(事業地域近傍において、徳島県版レッドデータブック掲載種であるオオタカの繁殖が確認された。)			
<b>環境配慮に際しての目標</b> 例：徳島県レッドデータブック掲載種であるオオタカを保全する。			

実施した環境配慮の内容とその理由
モニタリング方法 例：徳島県レッドデータブック掲載種であるオオタカの繁殖状況を確認する。
対応できなかった環境配慮事項とその理由
次年度及び類似事業への申し送り事項等
添付書類（事業位置図、事業計画図、現場写真、実施した環境保全措置の写真等）

※ 環境配慮チェックリストを添付する。

環境配慮アドバイザーからのアドバイス			
平成 年 月 日			
事業の種類			事業名
事業主管課	所属名	担当者名	
事業着手年度	事業完成予定年度		
事業の段階	<input type="checkbox"/> 計画段階	<input type="checkbox"/> 設計段階	<input type="checkbox"/> 施工段階 <input type="checkbox"/> 維持管理段階
実施場所			
(アドバイスの内容)			
環境配慮アドバイザー名			
協議者名			

※ アドバイスの内容については、環境配慮アドバイザーの確認を得ること。